

令和 8 年度 Ruby 合宿運営業務 企画提案募集要領

1 業務の目的

これから就職を検討する学生に対し、Ruby のプログラミングによるグループ開発を通じた県内 IT 企業との交流の場を提供することで、学生の IT 企業に関する理解や興味を深め、さらに開発力を身に付けることによって、県内 IT 企業等へ就職を促進する。

2 募集内容

(1) 委託業務名

令和 8 年度 Ruby 合宿運営業務

(2) 業務内容

「令和 8 年度 Ruby 合宿運営業務の企画提案に係る仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

4,800 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む

(5) 留意事項

第 498 回島根県議会（令和 8 年 2 月定例会）において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、当該業務の発注を取り止めます

3 委託先の選定方法

事業提案書の提案競技により、別に設置する選定委員会において審査（プレゼンテーション）、選定する。

4 募集期間

募集期間は、

企画提案参加申込書：令和 8 年 3 月 4 日（水）から 3 月 18 日（水）（午後 5 時必着）まで

企画提案書： 令和 8 年 3 月 27 日（金）（正午必着）まで

とする。

※上記期間までに持参または郵送(郵便書留に限る)により提出すること。

※令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時（必着）までに企画提案参加申込書を提出された事業者の方に対して、令和 8 年 3 月 23 日（月）までに企画提案の参加資格審査の結果を通知します。

（参加資格を有しないと判断された場合は、本企画提案には参加いただけませんので、ご承知おきください。）

○提出先及び問い合わせ先

島根県 商工労働部 産業振興課 産業デジタル推進室

担当：守田

〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本館2階）

TEL：0852-22-5620 Mail：sangyo-digital@pref.shimane.lg.jp

5 応募者の資格

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3)国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限内において、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4)島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5)消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6)島根県の区域内に事業所を有する者にあつては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (8)本業務の遂行に必要とされる能力、あるいは類似業務における経験・実績を有していること。

6 提案書類

次の内容を記載した提案書類を提出する。なお、必要がある場合は、追加資料の提出を求めることがある

・企画提案参加申込書

- | | |
|----------------------|------------|
| ア 企画提案参加申込書(様式1) | 1部 |
| イ 都道府県税に係る納税証明書 | 1部（原本又は写し） |
| ウ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 | 1部（原本又は写し） |
| エ 誓約書(様式2) | 1部 |

・企画提案

- | | |
|--------------|----|
| ア 企画提案書(様式3) | 5部 |
|--------------|----|

※教材購入を行う場合は、対象額がわかるように見積書へ記載すること

7 選定の実施

(1) 審査の方法

- ・事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。
- ・審査会において、別添の評価基準に基づき提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。各評価基準表を基に、審査委員の合議により委託先候補者を決定する。なお、各評価基準表における審査評点（満点 100 点）の平均が 60 点に達しないものは不採択にする。
- ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。
- ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合、委託予定事業者を選定しないことがある。

(2) 評価

別添審査基準のとおり

(3) 結果の通知

- 選定の結果については、提案書を提出した者に対して文書で通知する。
- 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合がある。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

9 契約

(1) 委託相手方

委託先候補者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行う

(2) 契約金額

委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) その他契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

10 その他の留意事項

- (1) 契約にあたっての最終仕様書は、企画提案の内容を踏まえて変更する場合があるので、協議の上で決定する。
- (2) 提出後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出等プロポーザル参加に要する費用は提案者の負担とする。
- (7) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。